



2020年8月25日

各位

会社名 株式会社星医療酸器
代表者名 代表取締役社長 星 幸 男
(JASDAQコード：7634)
問合せ先 経 理 部 長 高 橋 義 美
(TEL. 03-3899-2101)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。また、将来的な企業価値の向上に資する内部留保に努めるとともに、安定的な経営基盤の確保や今後の事業展開等を勘案し、株主資本利益率を向上させながら、配当性向を高め、業績に応じて安定的な配当の継続を行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としており、2020年3月期の剰余金の配当については、1株当たり25円の間中配当、25円の期末配当による年間50円の配当を実施し、この結果、2020年3月期の連結での配当性向は22.2%となっております。

また、当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることによって、株主の皆様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。なお、当社はこれまでも、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするために自己株式の取得を実施しており、単元未満株式の買い取り等を行うとともに、2007年8月6日開催の取締役会決議に基づき、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）における市場買付けの手法により、当社普通株式28,900株（取得期間：2007年8月7日から2007年9月7日、総額：45,921,000円）を、2008年2月8日開催の取締役会決議に基づき、ジ

ジャスダック証券取引所における市場買付けの手法により、当社普通株式 30,100 株（取得期間：2008 年 2 月 12 日から 2008 年 3 月 21 日、総額：45,405,800 円）を、2008 年 5 月 16 日開催の取締役会決議に基づき、ジャスダック証券取引所における市場買付けの手法により、当社普通株式 11,200 株（取得期間：2008 年 5 月 19 日から 2008 年 6 月 20 日、総額：16,928,900 円）を、2008 年 8 月 8 日開催の取締役会決議に基づき、ジャスダック証券取引所における市場買付けの手法により、当社普通株式 5,800 株（取得期間：2008 年 8 月 11 日から 2008 年 9 月 12 日、総額：8,529,500 円）を、2008 年 11 月 17 日開催の取締役会決議に基づき、ジャスダック証券取引所における市場買付けの手法により、当社普通株式 26,400 株（取得期間：2008 年 11 月 18 日から 2009 年 1 月 30 日、総額：38,525,500 円）を、2009 年 2 月 16 日開催の取締役会決議に基づき、ジャスダック証券取引所における市場買付けの手法により、当社普通株式 18,500 株（取得期間：2009 年 2 月 17 日から 2009 年 3 月 19 日、総額：32,732,000 円）を、2009 年 5 月 19 日開催の取締役会決議に基づき、ジャスダック証券取引所における市場買付けの手法により、当社普通株式 154,500 株（取得期間：2009 年 5 月 20 日から 2009 年 9 月 30 日、総額：268,078,800 円）を、2009 年 12 月 11 日開催の取締役会決議に基づき、ジャスダック証券取引所における市場買付けの手法により、当社普通株式 10,400 株（取得期間：2009 年 12 月 14 日から 2010 年 3 月 12 日、総額：18,382,900 円）を、2012 年 5 月 11 日開催の取締役会決議に基づき、株式会社大阪証券取引所の J-N E T 市場における市場買付けの手法により、当社普通株式 20,000 株（取得日：2012 年 5 月 14 日、総額：42,600,000 円）を、2019 年 5 月 13 日開催の取締役会決議に基づき、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付けの手法により、当社普通株式 40,000 株（取得日：2019 年 5 月 14 日、総額：157,800,000 円）をそれぞれ取得しております。

このような状況の下、当社は、2020 年 4 月下旬に、当社の第 4 位株主（2020 年 3 月 31 日現在）である株式会社エム・エス・アール（以下「エム・エス・アール」といいます。本日現在の所有株式数：192,400 株（所有割合（注）：5.90%））より、その所有する当社普通株式の全部である 192,400 株（所有割合：5.90%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。エム・エス・アールは、当社創業家の資産管理業務を行っている会社であり、当社取締役会長である星昌成氏、その親族である鈴木成子氏（星昌成氏の長女）及び当社取締役専務である星昌浩氏（星昌成氏の長男）が議決権の全てを所有し、鈴木成子氏が代表取締役社長を務めております。

（注）「所有割合」とは、当社が 2020 年 8 月 13 日に提出した第 47 期第 1 四半期報告書に記載された 2020 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（3,420,000 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（157,276 株）を控除した株式数（3,262,724 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

これを受けて、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格への影響並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、2020 年 4 月下旬から、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、2020 年 5 月中旬に、当社が当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株

当たり当期純利益（EPS）の向上や株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるとの判断に至りました。当社は、自己株式の具体的な取得方法について、エム・エス・アール以外の株主の皆様が市場株価の動向を見ながら応募について検討する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点から適切であると判断するとともに、本公開買付けの実施にあたり、当社グループが、医療機関及び老人ホーム等を中心とした医療用ガス関連事業、在宅医療関連事業及び介護福祉関連事業等を全国ネットワークで展開しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の下でも、引き続き社会インフラとしての役割を果たしていることから、新型コロナウイルス感染症は本公開買付けの実施に影響等を与えることはないものと判断いたしました。また、当社は、公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

上記検討内容を踏まえ、当社は、2020年8月上旬に、エム・エス・アールに対し、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を参考として、東京証券取引所の開設する市場である JASDAQ スタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）における当社普通株式の市場価格から 10%程度のディスカウントを行った価格で8月中旬に本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、エム・エス・アールより、7月下旬の当社株価水準を鑑みて、より慎重な検討を実施したいとの意向を伺ったため、当社は、当初検討していた8月中旬の本公開買付け実施は見送ることといたしました。その後、当社は、2020年8月上旬に、エム・エス・アールより、売却価格及び売却時期を総合的に勘案した結果、早期の実行を優先させることとしたため、8月下旬に本公開買付けを実施した場合にはその所有する当社普通株式の全部である 192,400 株（所有割合：5.90%）について応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受け、当社は、本公開買付価格についてエム・エス・アールと更なる協議・検討を行いました。具体的には、当社は、市場価格が経済状況その他様々な条件により変動しうるものであることから、特定日の終値ではなく、一定期間の株価変動を考慮しつつ、より直近の業績が十分に織り込まれていると考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日である 2020年8月25日の前営業日（2020年8月24日）までの過去1ヶ月間の JASDAQ における当社普通株式の終値の単純平均値 3,628 円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して 10.00%のディスカウント率を適用した 3,265 円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）を本公開買付価格とすることを、2020年8月24日にエム・エス・アールに提案いたしました。その結果、同日に、エム・エス・アールより、当社が本公開買付価格にて本公開買付けの実施を決議した場合には、その所有する当社普通株式の全部である 192,400 株（所有割合：5.90%）を応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、2020年8月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に

よる当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（2020年8月24日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値3,628円に対して10.00%のディスカウント率を適用した3,265円とすることを決議いたしました。また、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、エム・エス・アール以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、300,000株（所有割合：9.19%）を上限とすることを決議いたしました。

なお、当社取締役会長である星昌成氏及び当社取締役専務である星昌浩氏は、エム・エス・アールの議決権を所有し、エム・エス・アールの代表取締役社長を両者の親族（星昌成氏の長女、星昌浩氏の実妹）である鈴木成子氏が務めているため、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることに鑑み、利益相反の疑いを回避し、取引の公正性を担保する観点から、本公開買付けの諸条件に関する協議・交渉には当社の立場からは参加しておらず、上記の取締役会における審議及び決議にも参加しておりません。

本公開買付けの買付資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、2020年6月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は7,775,087千円（当社が2020年8月13日に提出した第47期第1四半期報告書に記載の数値）であり、本公開買付けの買付資金（979,500,000円）に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、かかる自己株式の取得は、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えるものではなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断しております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	300,100株（上限）	979,826,500

(注1) 発行済株式総数 3,420,000株（2020年8月25日現在）

(注2) 発行済株式総数に対する割合 8.77%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間 2020年8月26日（水曜日）から2020年10月30日（金曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2020年8月25日(火曜日)
② 公開買付開始公告日	2020年8月26日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2020年8月26日(水曜日)
④ 買付け等の期間	2020年8月26日(水曜日)から 2020年9月24日(木曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,265円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

上記検討内容を踏まえ、当社は、2020年8月上旬に、エム・エス・アールに対し、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を参考として、JASDAQにおける当社普通株式の市場価格から10%程度のディスカウントを行った価格で8月中旬に本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、エム・エス・アールより、7月下旬の当社株価水準を鑑みて、より慎重な検討を実施したいとの意向を伺ったため、当社は、当初検討していた8月中旬の本公開買付け実施は見送ることといたしました。その後、当社は、2020年8月上旬に、エム・エス・アールより、売却価格及び売却時期を総合的に勘案した結果、早期の実行を優先させることとしたため、8月下旬に本公開買付けを実施した場合にはその所有する当社普通株式の全部である192,400株(所有割合:5.90%)について応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受け、当社は、本公開買付価格についてエム・エス・アールと更なる協議・検討を行いました。具体的には、当社は、市場価格が経済状況その他様々な条件により変動しうるものであることから、特定日の終値ではなく、一定期間の株価変動を考慮しつつ、より直近の業績が十分に織り込まれていると考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日である2020年8月25日の前営業日(2020年8月24日)までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値3,628円に対して10.00%のディスカウント率を適用した3,265円を本公開買付価格とす

ることを、2020年8月24日にエム・エス・アールに提案いたしました。その結果、同日に、エム・エス・アールより、当社が本公開買付価格にて本公開買付けの実施を決議した場合には、その所有する当社普通株式の全部である192,400株（所有割合：5.90%）を応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、2020年8月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（2020年8月24日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値3,628円に対して10.00%のディスカウント率を適用した3,265円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である3,265円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の前営業日（2020年8月24日）のJASDAQにおける当社普通株式の終値3,740円から12.70%（小数点以下第三位を四捨五入、以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,628円から10.01%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,919円から16.69%を、それぞれディスカウントした金額となります。

なお、直近では、当社は、2019年5月13日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付けの手法により、2019年5月14日を取得日として当社普通株式40,000株を1株につき3,945円で取得しており、本公開買付価格である3,265円との間には680円の差額が生じております。これは、自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）に係る取得価格が取得日の前営業日の終値で決定されたものであるのに対して、本公開買付価格は、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日である2020年8月25日の前営業日（2020年8月24日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値を基準としているところ、当該単純平均値は、自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による取得価格に対して約8.04%下落していることと、本公開買付価格は当該単純平均値に対して10.00%のディスカウントを行って決定されたことによります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。また、将来的な企業価値の向上に資する内部留保に努めるとともに、安定的な経営基盤の確保や今後の事業展開等を勘案し、株主資本利益率を向上させながら、配当性向を高め、業績に応じて安定的な配当の継続を行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としており、2020年3月期の剰余金の配当については、1株当たり25円の中間配当、25円の期末配当による年間50円の配当を実施し、この結果、2020年3月期の連結での配当性向は22.2%となっております。

このような状況の下、当社は、2020年4月下旬に、当社の第4位株主（2020年3月31日現在）であるエム・エス・アールより、その所有する当社普通株式の全部である192,400株（所有割合：

5.90%) を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受けて、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格への影響並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、2020年4月下旬から、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、2020年5月中旬に、当社が当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や株主資本利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるとの判断に至りました。当社は、自己株式の具体的な取得方法について、エム・エス・アール以外の株主の皆様が市場株価の動向を見ながら応募について検討する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点から適切であると判断するとともに、本公開買付けの実施にあたり、当社グループが、医療機関及び老人ホーム等を中心とした医療用ガス関連事業、在宅医療関連事業及び介護福祉関連事業等を全国ネットワークで展開しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の下でも、引き続き社会インフラとしての役割を果たしていることから、新型コロナウイルス感染症は本公開買付けの実施に影響等を与えることはないものと判断いたしました。また、本公開買付けの決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

上記検討内容を踏まえ、当社は、2020年8月上旬に、エム・エス・アールに対し、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付けの市場価格に対するディスカウント率等を参考として、JASDAQにおける当社普通株式の市場価格から10%程度のディスカウントを行った価格で8月中旬に本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、エム・エス・アールより、7月下旬の当社株価水準を鑑みて、より慎重な検討を実施したいとの意向を伺ったため、当社は、当初検討していた8月中旬の本公開買付け実施は見送ることといたしました。その後、当社は、2020年8月上旬に、エム・エス・アールより、売却価格及び売却時期を総合的に勘案した結果、早期の実行を優先させることとしたため、8月下旬に本公開買付けを実施した場合にはその所有する当社普通株式の全部である192,400株(所有割合:5.90%)について応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受け、当社は、本公開買付け価格についてエム・エス・アールと更なる協議・検討を行いました。具体的には、当社は、市場価格が経済状況その他様々な条件により変動しうるものであることから、特定日の終値ではなく、一定期間の株価変動を考慮しつつ、より直近の業績が十分に織り込まれていると考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日である2020年8月25日の前営業日(2020年8月24日)までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値3,628円に対して10.00%のディスカウント率を適用した3,265円を本公開買付け価格とすることを、2020年8月24日にエム・エス・アールに提案いたしました。その結果、同日に、エム・エス・アールより、当社が本公開買付け価格にて本公開買付けの実施を決議した場合には、その所有

する当社普通株式の全部である 192,400 株（所有割合：5.90%）を応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、2020 年 8 月 25 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（2020 年 8 月 24 日）までの過去 1 ヶ月間の JASDAQ における当社普通株式の終値の単純平均値 3,628 円に対して 10.00%のディスカウント率を適用した 3,265 円とすることを決議いたしました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	300,000 (株)	— (株)	300,000 (株)

（注 1）本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（300,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（300,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

（５）買付け等に要する資金

1,000,500,000 円

（注）買付け等に要する資金は、買付代金（979,500,000 円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせの掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、見積額を合計したものです。

（６）決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
（公開買付代理人）

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

2020年10月16日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に関する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がSMBC日興証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がSMBC日興証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間の末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、エム・エス・アールより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、エム・エス・アールが所有する当社普通株式の全部である192,400株（所有割合：5.90%）を本公開買付けに応募する旨の回答を2020年8月24日に得ております。

(ご参考)	2020年8月25日時点の自己株式の保有	
	発行済株式総数（自己株式を除く）	3,262,724株
	自己株式数	157,276株

以上